

鳥取県公報

◆告示

土地の公用廃止
 保険薬剤師の登録
 豚の流行性脳炎予防注射の実施
 移入禁止区域の指定の解除

目次

◆選管告示
 委員長の権限に属する事務を事務局長に委任する事項
 ◆正誤
 昭和三十七年六月一日付け鳥取県告示第三百九十六号中訂正

告示

昭和三十七年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は数量
 は品目 (坪)

倉吉市字西出口	一、四〇〇番地先	道路敷	七坪二合六勺
"	一、四〇一番地二先	"	六坪
"	一、四〇一番地先	"	一坪一合五勺
"	一、四〇二番一地先	"	九坪二合七勺
"	一、四〇二番三地先	"	"
"	一、四〇三番六地先	"	"
"	一、四〇四番二地先	水路敷	六坪六合五勺
"	一、四〇四番一地先	"	五坪五合
"	一、四〇四番四地先	"	"
"	一、四〇四番五地先	"	一坪一合五勺
"	一、四〇四番三地先	"	八坪三合三勺

一、四〇四番四地先 四五坪三合一勺 計

鳥取県告示第三百三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十七年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の 登録年月日 記号番号

浅井 とき 鳥取市新築物師 鳥葉一四一 昭和三十七年 六月六日 町五三

予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚の流行性脳炎予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 繁殖用牝豚
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法

皮下注射

皮下注射

一 実施期日 次 次 実施区域 実施場所

六月十八日 六月 二十五日 八頭郡那家町那家区 豚舎巡回

鳥取県告示第三百三十九号

昭和三十七年四月鳥取県告示第二百一十一号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚の流行性脳炎、気腫そ及び流行性感冒予防注射並びにピロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚及び牛の所有者に対して注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の 登録年月日 記号番号

浅井 とき 鳥取市新築物師 鳥葉一四一 昭和三十七年 六月六日 町五三

四 注射、検査及び駆除の方法

皮下注射

一 実施期日 次 次 実施区域 実施場所

六月十八日 六月 二十五日 八頭郡那家町那家区 豚舎巡回

鳥取県告示第三百三十九号

昭和三十七年四月鳥取県告示第二百一十一号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域(奈良県)の指定は、昭和三十七年六月一日限り解除する。

昭和三十七年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百四十号

昭和三十六年十月鳥取県告示第五百九十八号によるみつばちについての窩そ病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域(岐阜県及び島根県)の指定は、昭和三十七年五月二十九日限り解除する。

昭和三十七年六月十五日

- 一 実施の目的 豚の流行性脳炎予防。気腫そ予防。牛の流行性感冒予防及びピロプラズマ病予防のため。
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。繁殖用牝豚。

牛。ただし生後三月以内及び分べん前後一月以内のもの

のを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

豚の流行性脳炎予防注射 皮下注射

気腫を予防注射 皮下注射

流行性感冒予防注射 皮下注射

ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

ダニ駆除 B・H・C撒布

別表 豚脳炎予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

六月二十二日 淀江町宇田川 各豚舎巡回

二十三日 大山町高麗

二十九日 淀江町宇田川

三十日 大山町高麗

・気腫を予防注射

ピロプラズマ病検査

実施期日 実施区域 実施場所

六月二十二日 中山町逢坂 大中尾 庄内 林峯

二十三日

二十五日 名和町光徳 楽仙、陣構

二十六日 大山町大山 香取

二十七日 名和町名和 新渡道

二十八日 中山町上中山 萩原、大都

二十九日 名和町名和 上大山

七月 庄内 新高田

七月 四日 大山町大山 別所

五日 赤坂

六月二十二日 淀江町宇田川 各豚舎巡回

二十三日 大山町高麗

二十九日 淀江町宇田川

三十日 大山町高麗

・気腫を予防注射

七月 十一日 七月 十六日

七月 十二日 七月 十七日

中山町上中山 逢坂

上中山

名和町光徳 大山町大山

萩原、大都

林峯、二本松

羽田井、樋口

上光徳、陣構

香取

二十八日 中山町上中山 萩原、大都

二十九日 名和町名和 上大山

七月 四日 大山町大山 別所

五日 赤坂

七月 十九日 実 施 期 日

七月 十一日 七月 十六日

七月 十二日 七月 十七日

七月 十三日 七月 十八日

中山町上中山 逢坂

上中山

名和町光徳 大山町大山

中山町下中山 大山町大山

名和町名和

ダニ 駆除

実 施 区 域

名和町光徳

名和

大山町新子

中山町逢坂

実 施 場 所

上塚、光徳

名和、旧奈和

家畜保健衛生所

長野、中尾役場裏

澁河内、庄田

萩原、大都

林峯、二本松

羽田井、樋口

上光徳、陣構

香取

石井垣、植松

中橋原、一谷、みのもる、下橋原

上大山、下大山、門前

鳥取県告示第三百四十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感胃予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月十五日

名和町庄内	高田原家畜管理所
淀江町字田川	本宮
大山町大山	赤松
淀江町淀江、大和	淀江、大和家畜検診所
大山町高麗	高麗家畜管理所、長田
大山	藏岡、畑
	平、坊領、佐摩

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
予防液皮下注射

別表
実施期日、実施区域、実施場所

二十二日	関金町旧南谷	南谷	旧社
二十五日	旧矢送	矢送	旧灘手
	旧山守	山守	旧市内
	倉吉市旧上小鴨	上小鴨	旧西郷

二十七日	旧社	社
二十八日	旧灘手	灘手
	旧市内	旧市内
	旧西郷	旧西郷

て牛の流行性感胃予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月十五日

鳥取県知事 石 敬 二 朝

- ものを除く
- 四 実施の期日 丁表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
予防液皮下注射

別表

二十一日	三朝町旧旭	三朝三徳小鹿
二十二日	関金町旧南谷	南谷
二十五日	旧矢送	矢送
	旧山守	山守
	倉吉市旧上小鴨	上小鴨

二十七日	旧社	社
二十八日	旧灘手	灘手
	旧市内	旧市内
	旧西郷	旧西郷
二十九日	北条町下北条	市内上北条

七月 十日	七月 十四日	大栄町旧大誠
十二日	十六日	旧由良
十三日	十七日	東伯町旧古布庄
十八日	二十三日	旧上郷
		旧下郷
		旧浦安
		旧八橋

大誠	由良	榮	古布庄	上郷	下郷	浦安	八橋

第3334号

鳥取県告示第三百四十三号
 家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

一	実施の目的	ひな白痢予防のため	鳥取県知事	石 破 二 朗
二	実施の区域及び場所	別表のとおり		
			奥本	安住 貞枝
			大背	柴田 市子
				黒岩 重知
				鳥台

十九日	二十四日	赤碓町旧以西
二十日	二十五日	成美
		旧赤碓、安田
六月二十日～六月二十九日迄は家衛試毒を使用		
七月十日以降は北研毒を使用		

五 注射、検査及び駆除の方法
 ひな白痢急速診断法
 実施期日 実施区域
 六月二十五日 八頭郡用瀬町赤波
 二十六日 河原町小畑
 小河内
 実施場所
 田淵 主輝
 西村 昇
 西村 保
 田中 亀次
 田中 武雄
 漆原 健治
 漆原 修

二十五日	鳥取市賀露	白間	経済連
二十六日	湖山	白間	経済連
二十六日	賀露	白間	経済連
二十六日	湖山	白間	経済連
二十六日	河原町小畑	西村 昇	
二十六日	小河内	田中 武雄	
二十六日	漆原 健治	漆原 健治	

所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二十九日	奥本	安住 貞枝
七月 三日	大背	黒岩 重知
	駅裏	山村 為治
	八東町下徳丸	西尾 光義
四日	智頭町三田	谷村 寿隆
	船岡町塩上	青木 富司
	橋本	小原 繁子
五日	用瀬町安蔵	加賀田正枝
六日	船岡町殿	山根 正司
		西村 泉
		田中 正冬
		岸本 英雄
七日	河原町布袋	田中 潔
		田中 莊平

鳥取県告示第三百四十四号
 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準寝具施設として、次のとおり承認した。

二十五日	鳥取市賀露	白間	経済連
二十六日	湖山	白間	経済連
二十七日	賀露	白間	経済連
二十八日	湖山	白間	経済連
二十九日	山陰	山陰	
三十日	山陰	山陰	

昭和三十七年六月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

施 設 基 準 寢 具 承 認 採 用
名 称 所 在 地 承 認 番 号 对 象 年 月 日 点 数 表

鳥取県立 鳥取市吉 (寝) 一 般、結 核 昭 和 三 十
中央病院 方 二 六 五 四 号 病 棟 七 病 棟 七 年 六 月 一 日 甲 表
三 二 〇 床 六 月 一 日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号
鳥取県選挙管理委員会規程(昭和二十六年鳥取県選挙
管理委員会規則第三号)第十二条第一項の規定に基づき、
委員長の権限に属する事務のうち左に掲げる事務の処理
について事務局長に委任するものとする。
昭和三十七年六月十五日
鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

- 三 選挙運動用ポスター(推薦団体のポスターを含む。)
- 及び政治活動用ポスターの検印に関する事項
- 四 個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の
協議に関する事項
- 五 政治資金規正法及び選挙運動に関する収入、支出並
びに寄附の届出書の処理に関する事項
- 六 諸証明の発行に関する事項
- 七 その他軽易な事件に関する報告、照会、回答、通知
等に関する事項

正 誤

昭和三十七年六月一日付け鳥取県告示第三百九十六号
中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	段	行	誤	正
3	中	8	9,459	6,459

◇告示
土地の公用廃止
ひな白痢検査の実施

鳥取県告示第三百四十七号
次の土地は、昭和三十七年六月十九日から公用を廃止
す。